

鹿児島県立鶴翔高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等の基本的な考え方

- (1) いじめ防止対策推進法第3条の基本理念にのっとり、学校の責務としていじめ防止に取り組んでいく。
- (2) いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為である。
- (3) 「いじめは絶対にゆるさない。いじめは卑怯な行為である。いじめはどの学校・学級でも起こりうる。」という、いじめに対する認識を全教職員で共有し、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止・早期発見・早期対策に取り組まなくてはならない。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ等に関する対策を実効的に行う。

- ◇ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ◇ いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ◇ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係わる情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する、そのための中核としての役割

イ 所掌事項

本方針に基づく取り組みの実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行い、いじめ等が発見された場合は臨時に会議を開催し、早期対応にあたる。

ウ 委員構成

校長 教頭 生徒指導部主任 学年主任 養護教諭 SC

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校いじめ対策委員会に対して助言と支援を行い、いじめに対する対策を強化する。

イ 所掌事項

学校いじめ対策委員会に対する助言と支援を行う。

ウ 委員構成

校長 教頭 生徒指導部主任 学校関係者評価委員 阿久根警察署員 その他校長が必要と認める者

3 段階に応じた具体的な取り組み

(1) いじめを生まない環境づくり【発達支持的生徒指導】

- ア 全ての生徒をいじめに関わらせることなく、健全な社会性のある大人へと育むため、規則正しい態度で授業や部活動、行事等に参加し活躍できるよう教職員が一体となった指導を行う。
- イ 平素の授業・ホームルーム活動・部活動及び生徒会活動等の充実を通して、生徒の豊かな感性や道徳心、お互いの個性や人格を尊重し合える態度を育成する。
- ウ 人権教育を通して、多様性の理解や人権尊重の態度育成を図り、自他の命を大切にし、対等で自由な人間関係の構築に努める。
- エ 集団生活を過ごす中に私たちはルールを守る事で互いが安心して過ごせること、自身の生活が守られることなどの理解を深め、ルールを守る態度の育成に努める。
- オ 日頃から生徒との温かな触れ合いを重視し、信頼関係の構築に努める。
- カ 4月当初にスクールカウンセラーを全学年に紹介し、相談室の利用を促す。

(2) いじめをしない態度・能力の育成【課題未然防止教育】

- ア 「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、いじめに関する授業を実施する。
- イ いじめの背景にあるストレスの要因に着目し、改善のための相談をスクールカウンセラーと担任が連携して行い、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ウ 昨今増加傾向にあるインターネットや携帯電話を介したいじめへの対策として、情報モラルを身に着けさせる指導を平素から行い、保護者に対する情報モラル教育や啓発活動も行う。特に1学年には講師を招いた講演を受講させる。

(3) いじめの早期発見のための取り組み【課題早期発見対応】

- ア 年度はじめ家庭訪問・個人面談を実施し、これ以降にも必要に応じて面談を行う。
- イ いじめに関するアンケートを全学年対象に学期ごと実施し、いじめの早期発見に努める。
- ウ 教職員が連携して生徒の変化に気づくよう努め、生徒から相談があった些細なことでも深刻な問題が潜んでいることもあるので、ひとつひとつの相談に真摯に対応する。些細な兆候でも軽視することなく、いじめではないかという疑いを持って、迅速かつ具体的な対応をする。

(4) いじめに対する早期対応・重大事態に発展させない対応【困難課題対応的生徒指導】

- ア いじめが確認された場合、速やかに管理職に報告し、いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。さらに、いじめを受けた生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮をし、教職員が一体となって継続した支援を行う。
- イ 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を開催し、いじめの有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。
- ウ いじめをしている生徒に対しては事実関係の聴取を行った後、適切な指導を組織的に行う。
いじめをやめさせ、再発防止の措置を学校いじめ対策委員会と学校サポートチームを中心として教職員全員で行う。また、いじめをしている生徒の保護者に対する助言も継続して行う。
- エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察と連携して対処する。生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に連絡する。

4 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法第28条】

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(生徒が自殺を企画した場合等)
- イ いじめにより生徒が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

- ア 教育委員会へ事態発生について報告する。
- イ 学校が調査主体となる場合、学校いじめ対策委員会・学校サポートチームに専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、事実関係を調査したのち、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係等の情報を適切に提供し、適切な対応を教職員が一体となって行う。
- ウ 教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。
- エ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

5 保護者との連携及び啓発の推進に関する方針

- (1) 学校関係者評価委員会において本校生徒に関する情報の共有を図り、地域との連携を図る。
- (2) 平素の教育活動において保護者との信頼関係を確立するように努め、保護者とのコミュニケーションの円滑化を図る。
- (3) 保護者会等においていじめ問題についての意見を交換する機会を設け、家庭との連携を構築する。

6 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

警察、児童相談所、子ども家庭支援センター(各市役所福祉課子育て支援係など)、少年サポートセンター等との適切な連携を図るため、情報共有体制を平素から構築する。

【令和7年度 いじめ防止に関わる年間活動計画】

	主な学校行事	主たる活動	地域・家庭・関係機関との連携
4月	始業式 入学式 新入生オリエンテーション いじめ問題を考える週間	合同 LHR(情報モラル教育) 統一 LHR(人権同和教育) 家庭訪問・三者面談	情報モラル講話 PTA 評議委員会
5月	中間考査	職員研修(人権同和教育) 人権同和教育委員会 生徒総会 教育相談(事前アンケート)	PTA 総会 学級 PTA
6月	期末考査	職員研修(通級指導)	中高連絡会 薬物乱用防止講話 学校関係者評価委員会
7月	クラスマッチ 終業式 夏ゼミ	職員研修(カウンセリング) いじめアンケート 三者面談(3年)	性教育講話 学校保健委員会 PTA 評議委員会 校外巡回指導
8月		職員研修(人権同和教育)	特別支援に係る中高連絡会 校外巡回指導
9月	始業式 体育祭 いじめ問題を考える週間	教育相談(事前アンケート) 統一 LHR(人権同和教育)	飛翔塾
10月	中間考査		インターンシップ 職場体験活動 学年 PTA 校外巡回指導
11月	飛翔祭 芸術鑑賞会		学校関係者評価委員会 中高連絡会
12月	クラスマッチ 終業式 人権週間	三者面談(1年) いじめアンケート	いのちの教育講話 校外巡回指導
1月	始業式	統一 LHR(人権同和教育)	校外巡回指導
2月		年間反省	学校保健委員会 学校関係者評価委員会 PTA 評議委員会
3月	卒業式 修了式 高校入試	職員研修(人権同和教育)	

この他随時、担任会、生活指導係会、いじめ防止対策委員会にて情報交換・共有を行う